

障害者優先調達推進法

(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)

1 概要

この法律は、施設や在宅で就労する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等の公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された。

2 市が実施すること

市は調達推進のため、毎年度次のことを行う。

- ① 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針及び目標を作成・公表
- ② 当該年度の終了後、調達の実績を公表

3 令和4年度 調達実績

(1)金額

約1,362万円 (物品 約131万円 ・ 役務 約1,231万円)

	種別、種類	件数	金額	合計	
物品	事務用品・書籍	1件	3,600円	10件	1,308,574円
	食料品・飲料	5件	7,480円		
	小物雑貨	0件	0円		
	その他物品	4件	1,297,494円		
役務	印刷	3件	189,280円	19件	12,312,229円
	クリーニング	4件	668,085円		
	清掃・施設管理	9件	7,174,464円		
	情報処理・テープ起こし	2件	558,000円		
	飲食店等の運営	0件	-		
	その他役務	1件	3,722,400円		
合計				29件	13,620,803円

(2)実績の推移

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実績	12,948,361 円	12,283,676 円	12,506,702 円	14,630,945 円	13,485,817 円	13,620,803 円

4 令和5年度 調達目標（案）

令和2年度実績以上（1,470万円）

5 事業所情報

(1)市内の事業所情報を市役所内で共有するとともに、沼津市ホームページに掲載

(2)県内の事業所情報【静岡県ホームページ】

(3)静岡県優先調達・事業所名鑑（URL）<http://shizu-meikan.jp/>